

	農地等に 特例農地
	都市営農農地等、市街化区域内農地等、都市営農農地等及び市街化区域内農地等以外の別
	→

第12表
(平成21年12月15日相続開始以降用)

↑

他人から借り受けて農業の用に供している農地等について、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（耕作権）の別を記入します。

(注) 1 「市街化区域内農地等」とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地等都市営農農地等に該当しない農地又は採草放牧地をいいます。

2 「特例農地等の明細」欄の「農業投資価格」の「価額」欄及び「通常価額」欄には、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等、営農困難時貸付農地等、特定貸付農地等の別に、計を付けて、その合計の金額（④及び⑤）を第15表のその農業相続人の⑦及び⑧欄に転記します。

3 ⑤欄の金額を第3表のその農業相続人の①欄に転記します。

4 ③欄の金額を第3表のその農業相続人の⑩欄に転記します。

(資 4-20-13-A 4 統一)

都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行の日以降に相続又は遺贈により取得した農地等について納税猶予の適用を受ける場合には、第12表の様式が異なります。
詳しくは、上記の施行の日以降に国税庁ホームページをご覧ください。

債務及び葬式費用の明細書

被相続人

国税 太郎

第13表
(平成30年分以降用)

1 債務の明細 (この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)

債務の明細						負担することが確定した債務	
種類	細目	債権者 氏名又は名称	住所又は所在地	発生年月日 弁済期限	金額	負担する人の氏名	負担する金額
公租公課	30年度分 固定資産税	春日部市役所		30・1・1 ・	円 345,900	国税 一郎	円 345,900
〃	〃	文京都税事務所		30・1・1 ・	250,800	〃	250,800
〃	〃	〇〇町役場		30・1・1 ・	4,800	〃	4,800
〃	30年分所得税 (準確定申告)	春日部税務署		30・5・11 ・	310,800	〃	310,800
〃	30年度分 住民税	春日部市役所		30・1・1 ・	510,700	〃	510,700
銀行 借入金	証書 借入れ	〇〇銀行 〇〇支店	春日部市〇〇 〇丁目〇番〇号	21・4・15 31・4・15	22,633,340	〃	22,633,340
合 計					24,056,340		

「種類」欄は、公租公課、銀行借入金、未払金、買掛金、その他の債務に区分して記入します。
なお、「細目」欄は次の事項を記入します。

(公租公課)
所得税及び復興特別所得税、市町村民税、固定資産税などの税目とその年度
(銀行借入金)
当座借越、証書借入れ、手形借入れ
(未払金)
未払金の発生原因
(買掛金)
記入の必要はありません。
(その他)
債務の内容

2 葬式費用の明細 (この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)

葬式費用の明細				負担することが確定した葬式費用	
支払先 氏名又は名称	住所又は所在地	支払年月日	金額	負担する人の氏名	負担する金額
〇〇寺	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	30・5・15	円 1,500,000	国税 花子	円 1,500,000
〇〇タクシー	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	30・5・15	150,600	〃	150,600
〇〇商店	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	30・5・15	100,900	〃	100,900
〇〇酒店	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	30・5・15	20,300	〃	20,300
〇〇葬儀社	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	30・5・15	1,500,000	〃	1,500,000
その他	(別紙のとおり)	・	87,800	〃	87,800
合 計			3,359,600		

公租公課については、税務署名や市町村名などを「氏名又は名称」欄に記入し、「住所又は所在地」欄の記入は省略しても差し支えありません。

3 債務及び葬式費用の合計額

債務などを承継した人の氏名		(各人の合計)	国税 花子	国税 一郎		
債 務	負担することが確定した債務 ①	円 24,056,340	円	24,056,340	円	円
	負担することが確定していない債務 ②					
	計 (①+②) ③	24,056,340		24,056,340		
葬 式 費 用	負担することが確定した葬式費用 ④	3,359,600	3,359,600			
	負担することが確定していない葬式費用 ⑤					
	計 (④+⑤) ⑥	3,359,600	3,359,600			
合 計 (③+⑥) ⑦		27,415,940	3,359,600	24,056,340		

(注) 1 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額③」欄に転記します。

2 ③、⑥及び⑦欄の金額を第15表の③、⑥及び⑦欄にそれぞれ転記します。

各相続人が相続分に応じてそれぞれ負担するとした場合に計算される各相続人の金額を記入します。

第13表(平30. 7)

(資 4 - 20 - 14 - A 4 統一)

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額
出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産
特定の公益法人などに寄附した相続財産・
特定公益信託のために支出した相続財産

の明細書

被相続人	国税 太郎
------	-------

第14表（平成30年分以降用）

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人（注）が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。

(注) 被相続人から租税特別措置法第70条の2の3（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）第10項第2号に規定する管理残額以外の財産を取得しなかった人は除きます（相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得している人を除く。）。

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細				②	③
			種類	細目	所在場所等	数量	①価額	①の価額のうち特定贈与財産の価額
1	国税 花子	30・1・10	土地	宅地	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	50.00㎡	19,500,000円	19,500,000円
2	〃	28・6・3	現金	預貯金	〃		1,000,000円	1,000,000円
3	税務 幸子	27・10・2	〃	〃	〃		2,000,000円	2,000,000円
4		・						

贈与を受けた人ごとの③欄の合計額	氏名	(各人の合計)	国税 花子	税務 幸子		
④金額		3,000,000円	1,000,000円	2,000,000円		

上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。

(受贈配偶者)

私 国税 花子 は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記 1 の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。
なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。

(受贈財産の番号)

1

(注) ④欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑤」欄及び第15表の㊸欄にそれぞれ転記します。

この欄の適用を受けた被相続人の配偶者は、贈与税の申告が必要となります。

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細

この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。

種類	細目	所在場所等	数量	価額	出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
				円	
		合 計			

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細

私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

(1) 国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条の3に規定する法人に対して寄附（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第161号）附則第57条第1項の規定により、なおその効力を有することとされる旧租税特別措置法施行令第40条の3第1項第2号及び第3号に規定する法人に対する寄附を含みます。）をしましたので、租税特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けます。

(2) 租税特別措置法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出しましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。

(3) 特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附しましたので、租税特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けます。

寄附（支出）年月日	種類	細目	所在場所等	数量	価額	公益法人等の所在地・名称（公益信託の受託者及び名称）	寄附（支出）をした相続人等の氏名
30・10・3	現金	預貯金	春日部市〇〇〇3丁目5番16号		2,000,000円	日本赤十字社	国税 花子
・							
		合 計			2,000,000円		

(注) この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書類等の添付が必要です。

第14表（平30.7）

（資4-20-15-A4統一）

適用を受ける特例に係る番号（(1)～(3)）を○で囲んでください。

この欄に記載した財産は、第11表には記載しません。

相続財産の種類別価額表（続）（この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。）

F D 3 5 3 8

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要がありません。

（単位は円）		被相続人	国税 太郎	（氏名）		国税 一郎	（氏名）	税務 幸子		
種類	細目	番号								
※	整理番号									
土地	田	①								
	畑	②								
	宅地	③			6	4		2	2	5
	山林	④			3	6				
	その他の土地	⑤								
	計	⑥			1	0		2	2	5
⑥のうち	通常価額	⑦								
特例農地等	農業投資価格による価額	⑧								
	家屋、構築物	⑨						1	2	0
	機械、器具、農具、その他の減価償却資産	⑩								
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑪								
	売掛金	⑫								
	その他の財産	⑬								
	計	⑭								
	特定同族会社の株式及び出資	⑮								
	配当還元方式によつたもの	⑯								
	その他の方式によつたもの	⑰			9	1		1	4	1
	⑮及び⑰以外の株式及び出資	⑱								
	公債及び社債	⑲						6	5	9
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	⑳			5	2		1	6	6
	計	㉑			1	4		2	2	3
	現金、預貯金等	㉒			4	1		3	1	0
	家庭用財産	㉓								
	生命保険金等	㉔			3	5		2	4	6
	退職手当金等	㉕								
	立木	㉖			2	5				
	その他	㉗			2	4				
	計	㉘			6	2		2	4	6
	合（⑥+⑨+⑬+⑰+⑲+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗）	㉙			1	2		1	1	2
	相続時精算課税適用財産の価額	㉚			2	4				
	不動産等の価額（⑥+⑨+⑬+⑰+⑲+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗）	㉛			1	2		3	4	5
	⑯のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額	㉜								
	⑰のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額	㉝								
	⑱のうち特例株式等納税猶予対象の株式等の価額	㉞								
	⑲のうち特例株式等納税猶予対象の株式等の価額	㉟								
	債務	㊱			2	4				
	葬式費用	㊲								
	合計（㉙+㊱+㊲）	㊳			2	4				
	差引純資産価額（㉙+㊱+㊲）（赤字のときは0）	㊴			1	2		1	1	2
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額	㊵						2	0	0
	課税価格（㊴+㊵）（1,000円未満切捨て）	㊶			1	2		1	1	4

第15表（続）（平成30年分以降用）

相続税の延納申請を行う場合で、納付すべき相続税額の中に「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」又は「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける税額があるときは、特例対象（相続）非上場株式等のうち「特定同族会社の株式及び出資」に該当するものは㉛欄に、該当しないものは㉜欄に、それぞれの特例対象（相続）非上場株式等の価額（注1）を記入します。

また、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」又は「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける税額があるときは、㉛欄又は㉜欄に、それぞれの対象（相続）非上場株式等の価額（注1）の80%の額を記入します（1円未満の端数は切り上げます。）。

なお、（特例）対象（相続）非上場株式等に係る会社又は当該会社の特別関係会社であって当該会社との間に支配関係がある法人が外国会社（注2）その他租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に規定する会社の株式を保有する場合については、記入しないでください。

（注）1 相続税申告書第8の2の2表の付表1及び2又は第8の2表の付表1から3までの各A欄の価額を「特定同族会社の株式又は出資」の該当・非該当ごとに合計した金額です。

2 （特例）対象（相続）非上場株式等に係る会社と租税特別措置法第40条の8の2第8項に定める特別の関係がある会社に該当するものに限り、適用されます。

3 医療法人持分納税猶予又は医療法人持分税額控除対象の医療法人の持分の価額については㉛欄から㉜欄には記入しないでください。

この表は、還付される税額のある相続時精算課税適用者がいる場合に、
還付される税額の受取場所を記入します。

還付される税額の受取場所

被相続人

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を承継した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「還付される税額」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

なお、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を、

② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合口座の記号番号を、

該当する項目に記入してください。

※ 振込みによる受取りをご利用されない方は、ゆうちょ銀行各店舗又は、郵便局の窓口での受取りとなりますので、受取りに利用される郵便局名等を該当する項目に記入してください。

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合						
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・漁協			本店・支店 出張所 本所・支所	
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号		
		その他 ()						
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合	
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等		

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合						
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・漁協			本店・支店 出張所 本所・支所	
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号		
		その他 ()						
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合	
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等		

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合						
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・漁協			本店・支店 出張所 本所・支所	
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号		
		その他 ()						
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合	
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等		

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合						
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・漁協			本店・支店 出張所 本所・支所	
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号		
		その他 ()						
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合	
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等		

申告書第11表の取得した財産の種類、細目、利用区分、銘柄等の記載要領

種 類	細 目	利 用 区 分 ・ 銘 柄 等
土 地 (土地の上に存する権利を含みます。)	田	自用地、貸付地、賃借権（耕作権）、永小作権の別
	畑	
	宅 地	自用地（事業用、居住用、その他）、貸宅地、貸家建付地、借地権（事業用、居住用、その他）などの別
	山 林	普通山林、保安林の別（これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨）
	そ の 他 の 土 地	原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別（これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨）
家 屋	家 屋 （ 構 造 ・ 用 途 ）、 構 築 物	家屋については自用家屋、貸家の別、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別
事業（農業） 用財産	機 械、器 具、農 機 具、 そ の 他 の 減 価 償 却 資 産	機械、器具、農機具、自動車、船舶などについてはその名称と年式、牛馬等についてはその用途と年齢、果樹についてはその樹種と樹齢、営業権についてはその事業の種目と商号など
	商 品、製 品、半 製 品、 原 材 料、農 産 物 等	商品、製品、半製品、原材料、農産物等の別に、その合計額を「価額」欄に記入し、それらの明細は、適宜の用紙に記載して添付してください。
	売 掛 金	
	そ の 他 の 財 産	電話加入権、受取手形、その他その財産の名称。なお、電話加入権については、その加入局と電話番号
有 価 証 券	特定同族会社 の株式、出資	そ の 銘 柄 ※「特定同族会社」については、下の（注）を参照してください。
	配当還元方式 によったもの その他の方式 によったもの	
	上 記 以 外 の 株 式、出 資	
	公 債、社 債 証 券 投 資 信 託、 貸 付 信 託 の 受 益 証 券	
現 金、預 貯 金 等		現金、普通預金、当座預金、定期預金、通常貯金、定額貯金、定期積金、金銭信託などの別
家 庭 用 財 産		その名称と銘柄
その他の財産 (利 益)	生 命 保 険 金 等	
	退 職 手 当 金 等	
	立 木	その樹種と樹齢（保安林であるときは、その旨）
	そ の 他	1 事業に関係のない自動車、特許権、著作権、電話加入権、貸付金、未収配当金、未収家賃、書画・骨とうなどの別 2 自動車についてはその名称と年式、電話加入権についてはその加入局と電話番号、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など 3 相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産（生命保険金等及び退職手当金等を除きます。）については、その財産（利益）の内容

（注） **特定同族会社**とは、相続や遺贈によって財産を取得した人及びその親族その他の特別関係者（相続税法施行令第31条第1項に掲げる者をいいます。）の有する株式の数又は出資の金額が、その会社の発行済株式の総数又は出資の総額の50%超を占めている非上場会社をいいます。

(参考) 相続税の申告の際に提出していただく主な書類

- 1 相続税の申告書に記載されたマイナンバー（個人番号）について、税務署で本人確認（①番号確認及び②身元確認）を行うため、次の本人確認書類の写しを添付していただく必要があります。

なお、各相続人等のうち税務署の窓口で相続税の申告書を提出する方は、ご自身の本人確認書類の写しの添付に代えて、本人確認書類を提示していただいても構いません。

【本人確認書類】

①	番号確認書類（マイナンバー（12桁）を確認できる書類）として次に掲げるいずれかの書類 ・マイナンバーカード（個人番号カード）【裏面】 ^(注) の写し ・通知カードの写し ・住民票の写し（マイナンバーの記載があるものに限ります。） など
②	身元確認書類（記載されたマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類）として次に掲げるいずれかの書類 ・マイナンバーカード（個人番号カード）【表面】 ^(注) の写し ・運転免許証の写し ・身体障害者手帳の写し ・パスポートの写し ・在留カードの写し ・公的医療保険の被保険者証の写し など

(注) マイナンバーカードの表面で身元確認、裏面で番号確認を行いますので、本人確認書類として写しを添付いただく場合は、表面と裏面の両面の写しが必要となります。

- 2 相続税の申告書に添付して提出していただく主な書類は次のとおりです。詳しくは税務署にお尋ねください。

なお、重複する書類がある場合には、重ねて提出していただく必要はありません。

(1) 一般の場合（(2)～(13)の特例等の適用を受けない場合）

①	次のいずれかの書類 イ 被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの） ロ 図形式の法定相続情報一覧図の写し（子の続柄が実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限ります。） ハ イ又はロをコピー機で複写したもの なお、被相続人に養子がいる場合には、その養子の戸籍の謄本又は抄本の提出も必要です。
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し ^(注)
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの） ^(注)

(注) ②及び③の書類については、提出をお願いしている書類です。

(2) 相続時精算課税適用者がいる場合

①	2 (1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し ^(注1)
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの） ^(注1)
④	被相続人の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの）（コピー機で複写したものを含みます。） 相続時精算課税適用者の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの）（コピー機で複写したものを含みます。） ^(注2)

(注) 1 ②及び③の書類については、提出をお願いしている書類です。
2 相続時精算課税適用者が平成27年1月1日において20歳未満の者である場合には、提出不要です。

(3) 配偶者の税額軽減（11 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	申告期限後3年以内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合に提出してください。）

(4) 小規模宅地等の特例（16 ページ参照）の適用を受ける場合^(注1)

①	2 (1) ①に掲げる書類		
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し		
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）		
④	申告期限後 3 年以内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合に提出してください。）		
⑤	特定居住用宅地等 ^{（注2）} に該当する宅地等	1	特例の適用を受ける宅地等を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類（特例の適用を受ける人がマイナンバー（個人番号）を有する場合には提出不要です。）
		2	被相続人の親族で、相続開始前 3 年以内に自己等が所有する家屋に居住したことがないことなど一定の要件を満たす人が、被相続人の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合（18ページの[特定居住用宅地等の要件]①の3の親族が特例の適用を受ける場合） イ 平成30年 3月31日以前の相続又は遺贈により取得した宅地等である場合 （イ） 相続開始前 3 年以内における住所又は居所を明らかにする書類（特例の適用を受ける人がマイナンバー（個人番号）を有する場合には提出不要です。） （ロ） 相続開始前 3 年以内に居住していた家屋が、自己又は自己の配偶者の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類 ロ 平成30年 4月 1日以後の相続又は遺贈により取得した宅地等である場合 （イ） イ（イ）の書類 （ロ） 相続開始前 3 年以内に居住していた家屋が、自己、自己の配偶者、三親等内の親族又は特別の関係がある一定の法人の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類 （ハ） 相続開始の時ににおいて自己の居住している家屋を相続開始前のいずれの時ににおいても所有していたことがないことを証する書類

	(前ページからの 続き)	被相続人が養護老人ホームに入所していたことなど一定の事由により相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等について特例の適用を受ける場合 (18ページの(注) 1 に該当する場合) イ 被相続人の戸籍の附票の写し (相続開始の日以後に作成されたもの) ロ 介護保険の被保険者証の写しや障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証の写しなど、被相続人が介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定、同条第2項に規定する要支援認定を受けていたこと若しくは介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に該当していたこと又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項に規定する障害支援区分の認定を受けていたことを明らかにする書類 ハ 施設への入所時における契約書の写しなど、被相続人が相続開始の直前において入居又は入所していた住居又は施設の名称及び所在地並びにその住居又は施設が次のいずれに該当するかを明らかにする書類 (イ) 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム (ロ) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院 (ハ) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅 ((イ)の有料老人ホームを除きます。) (ニ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設 (同条第10項に規定する施設入所支援が行われるものに限ります。) 又は同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居
⑥	特定事業用宅地等に 該当する宅地等	一定の郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等の場合には、総務大臣が交付した証明書
⑦	特定同族会社事業用 宅地等に該当する 宅地等	イ 特例の対象となる法人の定款 (相続開始の時に効力を有するものに限ります。) の写し ロ 特例の対象となる法人の相続開始の直前における発行済株式の総数又は出資の総額及び被相続人及び被相続人の親族その他被相続人と特別の関係がある者が有するその法人の株式の総数又は出資の総額を記載した書類 (特例の対象となる法人が証明したものに限ります。)
⑧	貸付事業用宅地等に 該当する宅地等 (注3)	平成30年4月1日以後の相続又は遺贈により取得した宅地等である場合において、貸付事業用宅地等が相続開始前3年以内に新たに被相続人等の特定貸付事業の用に供されたものであるときには、被相続人等が相続開始の日まで3年を超えて特定貸付事業を行っていたことを明らかにする書類

- (注) 1 小規模宅地等の特例の適用を受ける場合には、①～④に掲げる書類を提出するとともに、この特例の適用を受ける宅地等の区分 (⑤～⑧) に応じ、それぞれ⑤～⑧に掲げる書類を提出してください。
- 2 ⑤の宅地等について特例の適用を受ける場合には、⑤の1に掲げる書類で、特例の適用を受ける人に係るものを提出 (被相続人の配偶者が特例の適用を受ける場合は提出不要です。) するとともに、⑤の2イ若しくはロ又は3の場合に該当するときには、それぞれ⑤の2イ若しくはロ又は3に掲げる書類で、特例の適用を受ける人に係るものを提出してください。
- なお、19ページの(ハ) (注) 5(1)又は(2)に該当する場合には、前ページの(4)①～④及び⑤の1に掲げる書類の他、次の書類を提出してください。
- (1) 19ページの(注) 5(1)に該当する場合 次の書類
- イ 平成27年4月1日から相続開始の日までの間における住所又は居所を明らかにする書類 (特例の適用を受ける人がマイナンバー (個人番号) を有する場合には提出不要です。)
- ロ 平成27年4月1日から相続開始の直前までの間に居住していた家屋が、自己又は自己の配偶者の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類
- (2) 19ページの(注) 5(2)に該当する場合 次の書類
- イ 請負契約書の写しその他の書類で、平成32年3月31日において経過措置対象宅地等の上に存する建物の工事が行われていたことを証するもの及び当該工事の完了年月日を明らかにするもの
- ロ 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における次の事項を明らかにする書類
- (イ) その期間内における住所又は居所
- (ロ) その期間内に居住していた家屋が自己又は自己の配偶者の所有する家屋以外の家屋である旨
- 3 20ページの(ニ) (注) 3に該当する場合には、上記⑧に掲げる書類については、貸付事業用宅地等が平成30年4月1日以後に新たに被相続人等の特定貸付事業の用に供されたものであるときに、提出する必要があります。

(5) 特定計画山林の特例 (21 ページ参照) の適用を受ける場合

①	2 (1) ①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書 (遺産分割協議書に押印したもの)
④	申告期限後3年以内の分割見込書 (申告期限内に分割ができない場合に提出してください。)
⑤	市町村長等の認定を受けた森林経営計画書の写し
⑥	その他特例の適用要件を確認する書類

(6) 特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例（22 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	その他特例の適用要件を確認する書類

(7) 農地等についての相続税の納税猶予及び免除等（23 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	相続税の納税猶予に関する適格者証明書
⑤	(1) 都市農地貸借法の施行の日前に相続又は遺贈により特例農地等を取得した場合 イ 特例農地等のうちに平成3年1月1日において三大都市圏の特定市の区域内に所在する農地又は採草放牧地がある場合には、その農地又は採草放牧地が特例の対象となる農地又は採草放牧地に該当する旨の市長（区長）の証明書 ロ 農業相続人（相続又は遺贈により取得した日において都市営農農地等である特例農地等を有しない人に限ります。）が有する特例農地等のうちに市街化区域内に所在する特例の対象となる農地又は採草放牧地がある場合には、その農地又は採草放牧地が市街化区域内農地等である旨の市長村長の証明書 (2) 都市農地貸借法の施行の日以後に相続又は遺贈により特例農地等を取得した場合 イ 特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合には、その都市営農農地等が特例の対象となる農地又は採草放牧地に該当する旨の市長（区長）の証明書 ロ 特例農地等のうちに市街化区域内農地等（相続又は遺贈により取得した日において都市営農農地等を有しない農業相続人が有するものに限り、生産緑地地区内にあるものを除きます。）がある場合には、その市街化区域内農地等が市街化区域内農地等である特例農地等に該当することを証する市長村長の書類
⑥	特例農地のうちに準農地がある場合には、その土地が準農地に該当する旨の市長村長の証明書
⑦	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成30年法律第23号）の施行の日以後に相続又は遺贈により特例農地等を取得した場合 ・特例農地等のうちに、農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地がある場合には、その農地が同法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書
⑧	その他特例の適用要件を確認する書類
⑨	担保提供書及び担保関係書類 ※担保関係書類の主なもの（担保が特例農地等の場合） ・登記事項証明書（登記簿謄本） ・固定資産評価証明書など特例農地等の評価の明細 ・抵当権設定に必要な書類（抵当権設定登記承諾書、印鑑証明書）を提出する旨の申出書

(注) 特定貸付け等（24ページ参照）を行っている農地又は採草放牧地について、農地等についての相続税の納税猶予及び免除等の適用を受ける場合には、特定貸付け又は認定都市農地貸付け若しくは農園用地貸付けに関する届出書及びその添付書類を相続税の申告書に添付して提出します。

※ 特定貸付け等を行った日の翌日から2か月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となる場合で、申告書に届出書を添付して提出ができないときには、申告書に農業相続人が特定貸付け又は認定都市農地貸付け若しくは農園用地貸付けを行った特定貸付農地等又は貸付都市農地等に関する明細書を添付して提出し、届出書は特定貸付け等を行った日から2か月以内に提出します。

(8) 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（29 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第7条第10項の都道府県知事の認定書の写し及び同条第7項の申請書の写し
⑤	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第4項の都道府県知事の確認書の写し及び同条第2項の申請書の写し
⑥	会社の定款の写し
⑦	その他特例の適用要件を確認する書類
⑧	担保提供書及び担保関係書類 ※担保関係書類の主なもの（担保が（特例）対象（相続）非上場株式等の場合） (1) 株式の場合 イ 株券発行会社の場合 ・供託書正本（株券を法務局（供託所）に供託する必要があります。） ロ 株券不発行会社の場合 ・相続人等が所有する非上場株式についての質権設定の承諾書 ・印鑑証明書（質権設定の承諾書に押印したもの） ※ 質権設定後に、会社法第149条第1項の書面を提出する必要があります。 (2) 出資の持分の場合 ・質権設定の承諾書 ・印鑑証明書 ・（特例）対象（相続）非上場株式等に係る会社が自社の持分に質権を設定されることについて承諾したことを証する書類（非上場株式等についての相続税の納税猶予の（特例の）適用を受ける（特例）経営（相続）承継相続人等（受贈者）が持分の全部を担保提供する場合に限ります。）

(注) 詳しくは「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（特例措置）の提出書類チェックシート（103 ページ）をご覧ください。

(9) 非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（36 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第6項の都道府県知事の確認書の写し及び同条第4項又は第5項において準用する同条第2項の申請書の写し
⑤	会社の定款の写し
⑥	その他特例の適用要件を確認する書類
⑦	担保提供書及び担保関係書類（8）⑧に同じ

- (注) 1 詳しくは「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（特例措置）の提出書類チェックシート（107 ページ）をご覧ください。
2 ②及び③の書類については、提出をお願いしている書類です。

(10) 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（39 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第7条第10項の都道府県知事の認定書の写し及び同条第3項（同条5項において準用する場合を含みます。）の申請書の写し
⑤	会社の定款の写し
⑥	その他特例の適用要件を確認する書類
⑦	担保提供書及び担保関係書類（8）⑧に同じ

- (注) 詳しくは国税庁ホームページに掲載されている「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（一般措置）の提出書類チェックシートをご覧ください。

(11) 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（44 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第6項の都道府県知事の確認書の写し及び同条第2項（同条3項において準用する場合を含みます。）の申請書の写し
⑤	会社の定款の写し
⑥	その他特例の適用要件を確認する書類
⑦	担保提供書及び担保関係書類（8）⑧に同じ

- (注) 1 詳しくは国税庁ホームページに掲載されている「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（一般措置）の提出書類チェックシートをご覧ください。
2 ②及び③の書類については、提出をお願いしている書類です。

(12) 山林についての相続税の納税猶予及び免除（48 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	特例の適用要件に該当することについての市町村長の証明書及び農林水産大臣の証明書並びに農林水産大臣の確認書
⑤	市町村長等の認定を受けた森林経営計画書の写し及びその森林経営計画の市町村長等の認定に係る通知の写し
⑥	森林法第17条第2項の届出書の写し
⑦	その他特例の適用要件を確認する書類
⑧	担保提供書及び担保関係書類 ※担保関係書類の主なもの（担保が特例山林の場合） ・登記事項証明書（登記簿謄本） ・固定資産評価証明書など特例山林の評価の明細 ・抵当権設定に必要な書類（抵当権設定登記承諾書、印鑑証明書）を提出する旨の届出書

(13) 医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除・税額控除（52 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1) ①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	認定医療法人の定款の写し（厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類）
⑤	認定医療法人の認定移行計画の写し
⑥	相続開始の直前及び相続開始の時ににおける認定医療法人の出資者名簿の写し
医療法人の持分についての相続税の税額控除の適用を受ける場合	
⑦	認定医療法人の持分の放棄をする際に認定医療法人に提出した厚生労働大臣が定める「出資持分の放棄申出書」（認定医療法人が受理した年月日の記載があるものに限り、）の写し
医療法人の持分についての相続税の税額控除の適用を受ける場合	
⑧	相続人等による認定医療法人の持分の放棄の直前及びその放棄の時ににおけるその認定医療法人の出資者名簿の写し
医療法人の持分についての相続税の税額控除の適用を受ける場合（認定医療法人が基金拋出型医療法人への移行をする場合において、持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金として拋出したときに限り、）	
⑨	基金拋出型医療法人の定款（認定医療法人から基金拋出型医療法人への移行のための医療法第54条の9第3項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限り、）の写し
⑩	その他特例の適用要件を確認する書類
医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける場合	
⑪	担保提供書及び担保関係書類 ※担保関係書類の主なもの（担保が特例の適用に係る認定医療法人の持分の場合） ・質権設定の承諾書 ・印鑑証明書 ・特例の適用に係る認定医療法人が、相続人等が有する持分に質権を設定されることについて承諾した旨が記載された公正証書など、租税特別措置法施行規則第23条の12の8第1項第3号に規定する書類

(注) 医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける場合には、①～⑥及び⑪に掲げる書類を、医療法人の持分についての相続税の税額控除の適用を受ける場合には、①～⑨に掲げる書類（⑨については、一定の場合に限り、）を提出してください。

3 相続税の納付について延納申請又は物納申請を行う場合に提出していただく主な書類は次のとおりです。

(1) 延納申請（61 ページ参照）を行う場合

①	・延納申請書 ・金銭納付を困難とする理由書 ・担保目録及び担保提供書 ・不動産等の財産の明細書
②	担保関係書類 ※担保関係書類の主なもの（担保が土地の場合） ・登記事項証明書（登記簿謄本） ・固定資産評価証明書など土地の評価の明細 ・抵当権設定に必要な書類（抵当権設定登記承諾書、印鑑証明書）を提出する旨の申出書

(注) 詳しくは「相続税・贈与税の延納の手引」をご覧ください。

(2) 物納申請（62 ページ参照）を行う場合

①	・物納申請書 ・金銭納付を困難とする理由書 ・物納財産目録
②	・物納手続関係書類（登記事項証明書（登記簿謄本）、公図、所在図その他必要な書類）

(注) 詳しくは「相続税の物納の手引」をご覧ください。

〔平成30年分用〕「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の適用要件チェックシート

(はじめにお読みください。)

- このチェックシートは、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の6)の適用を受けるための適用要件を確認する際に使用してください。
- 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
- このチェックシートは、申告書の作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
- 被相続人からの特例贈与により非上場株式等を取得している場合において当該贈与の日の属する年に当該被相続人の相続が開始したことによりこの特例の適用を受ける場合には、このチェックシートは使用できません。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の8)の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、105、106ページの「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の適用要件チェックシートを使用してください。

特例の適用に係る会社の名称：

被相続人氏名：

相続人等(特例適用者)

住 所

氏 名

電話 ()

関 与 税 理 士	所 在 地			
	氏 名		電 話	

項目	確認内容(適用要件)		確認結果		確認の基となる資料
被 相 続 人	(1) (2)の場合以外の場合ですか。		はい	☒	—
	相続開始前のいずれの日	① その会社の代表権(制限が加えられたものを除きます。以下同じです。)を有していたことがありますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	相続開始の直前(注1)	② 被相続人及び被相続人と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3) ③ 被相続人が被相続人及び被相続人と特別の関係がある者(会社の特例経営承継相続人等となる者を除きます。)の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
	(2) その会社の非上場株式等について既に租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定(以下、「特例措置」といいます。)の適用を受けている者等がいますか。		はい	☒	○ 相続税の申告書第8の2の2表の付表1など
後 継 者 (相 続 人 等)	相続開始の直前	○ その会社の役員ですか(被相続人が60歳未満で死亡した場合を除きます。)(注4)	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	相続開始の時	① その非上場株式等の取得が、平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間の最初のこの特例の適用に係る相続又は遺贈(以下、「相続等」といいます。)による取得、又は、その取得の日から特例経営承継期間の末日までの間に相続税の申告書の提出期限が到来する相続等による取得ですか。(注5)	はい	いいえ	○ 認定書の写し、戸籍の謄本又は抄本など
		② 後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
		③ 次のイ、ロの場合に応じて、どちらかの要件を確認してください。 イ 後継者が1人の場合 後継者及び後継者と特別の関係がある者(その後継者以外の租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の適用を受ける者を除きます。ロにおいて同じです。)の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3) ロ 後継者が2人又は3人の場合 総議決権の10%以上の議決権数を保有し、かつ、後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
	相続開始の日の翌日から5か月を経過する日	○ その会社の代表権を有していますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	相続開始の時から申告期限まで	○ 特例対象非上場株式等の全てを保有していますか。(注6)	はい	いいえ	○ 相続税の申告書第8の2の2表の付表1など
	申告期限まで	① その会社の株式等について、租税特別措置法第70条の7第1項、第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項の規定の適用を受けていませんか。	はい	いいえ	○ 相続税の申告書第8の2の2表の付表1など
		② 円滑化省令第17条第1項の確認(同項第1号に係るものに限るものとし、円滑化省令第18条第1項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のもの)を受けた会社の特例後継者ですか。(注7)(注8)	はい	いいえ	○ 確認書の写し

※ 2面に続きます。

(1面からの続きです。)

項目	確認内容（適用要件）	確認結果	確認の基となる資料
会社	相続開始の時	① 都道府県知事の円滑化法の認定を受けていますか。(注7)	○ 認定書の写し
		② 中小企業者ですか。	
		③ 非上場会社ですか。	
		④ 風俗営業会社には該当していませんか。(注9)	
		⑤ 特定特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。 また、特定特別関係会社は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。(注10)	
		⑥ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。 なお、特例の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。(注11)・(注12)	○ 従業員数証明書
		⑦ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。(注13)・(注14)	○ 貸借対照表・損益計算書など
		⑧ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。(注15)	○ 損益計算書など
		⑨ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者その他の者のみが保有していますか。(注16)	○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など
		⑩ 現物出資等資産の割合は70%未満ですか。	○ 相続税の申告書第8の2の2表の付表1など

(注) 1 代表権を有していた被相続人が相続開始の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。

2 「特別の関係がある者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

3 「総議決権数」及び「議決権数」には、会社が有する自己の株式など議決権を有しない株式等の数は含まれません。

なお、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等有する株式等の議決権数は、「総議決権数」及び「議決権数」に含まれます。

4 災害等（租税特別措置法第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第32項に規定する災害等をいいます。以下14において同じです。）が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続等により取得をした非上場株式等に係る会社が租税特別措置法第70条の7の2第31項第1号、第2号又は第4号に掲げる場合に該当するときには、相続税の申告書に一定の書類を添付等することにより、この要件が除かれます。

5 「特例経営承継期間」とは、この特例の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又はこの特例の適用を受ける特例経営承継相続人等の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(1) 後継者の最初のこの特例の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

(2) 後継者の最初の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

6 「特例対象非上場株式等」とは、租税特別措置法第70条の7の6第1項に規定する株式等をいいます。

7 「円滑化法」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律をいいます。また、「円滑化省令」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則をいいます。

8 「特例後継者」とは、円滑化省令第16条第1号ロに規定する者のことをいいます。なお、円滑化省令第17条第1項の確認は、平成35年3月31日までに円滑化省令第16条第1号に規定する特例承継計画を都道府県知事に提出し、その確認を受けることとされています。

9 「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。

10 「特定特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の6第8項において準用する同令第40条の8の2第9項に規定する会社をいいます。

11 「特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の6第7項において準用する同令第40条の8の2第8項に規定する会社をいいます。

12 会社又は会社との間に支配関係（会社が他の法人の発行済株式等（他の法人が有する自己の株式等を除きます。）の総数等の50%超の数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第9項に定める関係をいいます。）がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限りします。

13 「一定の資産保有型会社又は資産運用型会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する会社をいいます。

14 災害等が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続等により取得をした特例対象非上場株式等に係る会社が租税特別措置法第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第35項各号に掲げる場合に該当するときには、相続税の申告書に一定の書類を添付等することにより、⑦の要件が除かれます。

15 「一定の事業年度の総収入金額」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の6第9項において準用する同令第40条の8の2第10項第1号に規定する総収入金額をいいます。

16 「後継者その他の者」とは、その会社の非上場株式等につき特例措置の適用を受けている者など、租税特別措置法施行令第40条の8の6第1項第2号に掲げる者をいいます。

（平成30年分用）「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（特例措置）の提出書類チェックシート

（はじめにお読みください。）

- 1 このチェックシートは、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6）の適用を受けるための提出書類を確認する際に使用してください。
- 2 このチェックシートは、申告書の作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに提出書類を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
- 3 被相続人からの特例贈与により非上場株式等を取得している場合において当該贈与の日の属する年に当該被相続人の相続が開始したことによりこの特例の適用を受ける場合には、このチェックシートは使用できません。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 4 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8）の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、107ページの「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（特例措置）の提出書類チェックシートを使用してください。

特例の適用に係る会社の名称：

被相続人氏名：

相続人等（特例適用者）

住 所
氏 名
電 話 （ ）

関 与 税 理 士	所 在 地			
	氏 名		電 話	

（注）担保提供書及び担保関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	会社の株主名簿の写しなど、相続開始の直前及び相続開始の時ににおける会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等（その会社が証明したものに限りします。）	☐
2	相続開始の時ににおける会社の定款の写し（会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。）	☐
3	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し並びに相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）	☐
4	円滑化省令第7条第10項の都道府県知事の認定書（円滑化省令第6条第1項第12号又は第14号の事由に係るものに限りします。）の写し及び円滑化省令第7条第7項（同条第9項において準用する場合を含みます。）の申請書の写し	☐
5	円滑化省令第17条第4項の都道府県知事の確認書の写し及び同条第2項の申請書の写し	☐
6	会社が租税特別措置法第70条の7の6第2項第8号に規定する外国会社又は租税特別措置法施行令第40条の8の6第15項において準用する同令第40条の8の2第12項に規定する法人の株式等を有する場合には、相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度（資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合は、相続開始の日の3年前の日の属する事業年度から相続開始の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度）の貸借対照表及び損益計算書	☐

* 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（特例措置）の適用要件チェックシート（2面）における、（注）4又は14に該当する場合の提出書類については、税務署にお尋ねください。

This image shows a single page from a notebook or ledger. The page is white with a black border. It features horizontal ruling lines spaced evenly down the page. At the top left corner, there are handwritten characters "x7" followed by a horizontal line. The rest of the page is blank.

(平成30年分用)「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の適用要件チェックシート

(はじめにお読みください。)

- このチェックシートは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の5)の適用を受けている人が、特例贈与者の死亡により、その特例の適用に係る株式等について租税特別措置法第70条の7の7の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合において、「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の8)の適用を受けるための適用要件を確認する際に使用してください。
- 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
- このチェックシートは、申告書の作成に際して特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
- 相続又は遺贈により取得した非上場株式等(租税特別措置法第70条の7の7の適用により相続又は遺贈により取得したとみなされた株式等を除きます。)について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の6)の特例の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、101、102ページの「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の適用要件チェックシートを使用してください。

特例の適用に係る会社の名称：

被相続人(特例贈与者)氏名：

相続人等(特例適用者)

住 所

氏 名

電話 ()

関 与 税 理 士	所 在 地			
	氏 名		電 話	

項目	確認内容(適用要件)		確認結果		確認の基となる資料
後継者 (相続人等)	相続開始の時	① 会社の代表権を有していますか。 ② 後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注1)・(注2) ③ 後継者及び後継者と特別の関係がある者(その者以外の租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定の適用を受ける他の後継者を除きます。)の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注1)・(注2)	はい はい はい	いいえ いいえ いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
会 社	相続開始の時	① 円滑化省令第13条第4項及び第5項において準用する同条第1項の都道府県知事の確認を受けていますか。(注3) ② 風俗営業会社には該当していませんか。(注4) ③ 特定特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。(注5) ④ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。 なお、特例の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。(注6)・(注7) ⑤ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。(注8)・(注9) ⑥ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。(注10) ⑦ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者その他の者のみが保有していますか。(注11) [租税特別措置法第70条の7の5第1項の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日又は租税特別措置法第70条の7の6第1項の特例の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日のいずれか早い日までの間に贈与者が死亡した場合には、次の⑧の要件についても確認してください。] ⑧ その会社と特定特別関係会社は、非上場会社ですか。(注5)	はい はい はい はい はい はい はい はい	いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ	○ 確認書の写し ○ 従業員数証明書 ○ 貸借対照表・損益計算書など ○ 損益計算書など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など ○ 確認書の写し

(注)1 「特別の関係がある者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の8第2項において準用する同令第40条の8の2第11項に規定する特別の関係がある者をいいます。

2 「総議決権数」及び「議決権数」には、会社が有する自己の株式など議決権を有しない株式等の数は含まれません。

なお、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等有する株式等の議決権数は、「総議決権数」及び「議決権数」に含まれます。

3 「円滑化省令」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則をいいます。

4 「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。

※ 2面に続きます。

(1 面 の 注 書 の 続 き で す 。)

- (注) 5 「 特 定 特 別 関 係 会 社 」 と は 、 租 税 特 別 措 置 法 施 行 令 第 40 条 の 8 の 8 第 6 項 に お い て 準 用 す る 同 令 第 40 条 の 8 の 2 第 9 項 に 規 定 す る 会 社 を い い ま す 。
- 6 「 特 別 関 係 会 社 」 と は 、 租 税 特 別 措 置 法 施 行 令 第 40 条 の 8 の 8 第 5 項 に お い て 準 用 す る 同 令 第 40 条 の 8 の 2 第 8 項 に 規 定 す る 会 社 を い い ま す 。
- 7 会 社 又 は 会 社 と の 間 に 支 配 関 係 (会 社 が 他 の 法 人 の 発 行 済 株 式 等 (他 の 法 人 が 有 す る 自 己 の 株 式 等 を 除 き ま す 。) の 総 数 等 の 50 % 超 の 数 等 の 株 式 等 を 直 接 又 は 間 接 に 保 有 す る 関 係 と し て 租 税 特 別 措 置 法 施 行 令 第 40 条 の 8 第 9 項 に 定 め る 関 係 を い い ま す 。) が あ る 法 人 が そ の 外 国 会 社 の 株 式 等 を 有 す る 場 合 に 限 り ま す 。
- 8 「 一 定 の 資 産 保 有 型 会 社 又 は 資 産 運 用 型 会 社 」 と は 、 租 税 特 別 措 置 法 施 行 令 第 40 条 の 8 の 8 第 4 項 に お い て 準 用 す る 同 令 第 40 条 の 8 の 2 第 7 項 に 規 定 す る 会 社 を い い ま す 。
- 9 災 害 等 (租 税 特 別 措 置 法 第 70 条 の 7 の 2 第 32 項 に 規 定 す る 災 害 等 を い い ま す 。) が 発 生 し た 日 か ら 同 日 以 後 1 年 を 経 過 す る 日 ま で の 間 に 租 税 特 別 措 置 法 第 70 条 の 7 の 3 の 規 定 に よ り 相 続 又 は 遺 贈 に よ り 取 得 を し た と み な さ れ た 株 式 等 に 係 る 会 社 が 租 税 特 別 措 置 法 第 70 条 の 7 の 4 第 18 項 各 号 に 掲 げ る 場 合 に 該 当 す る と き に は 、 相 続 税 の 申 告 書 に 一 定 の 書 類 を 添 付 等 す る こ と に よ り ⑤ の 要 件 が 除 か れ ま す 。
- 10 「 一 定 の 事 業 年 度 の 総 収 入 金 額 」 と は 、 租 税 特 別 措 置 法 施 行 令 第 40 条 の 8 の 8 第 7 項 に お い て 準 用 す る 同 令 第 40 条 の 8 の 2 第 10 項 第 1 号 に 規 定 す る 総 収 入 金 額 を い い ま す 。
- 11 「 後 継 者 そ の 他 の 者 」 と は 、 そ の 会 社 の 非 上 場 株 式 等 に つ き 特 例 措 置 の 適 用 を 受 け て い る 者 な ど 、 租 税 特 別 措 置 法 施 行 令 第 40 条 の 8 の 6 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 者 を い い ま す 。

〔平成30年分用〕「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（特例措置）の提出書類チェックシート

（はじめにお読みください。）

- 1 このチェックシートは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5）の適用を受けている人が、特例贈与者の死亡により、その特例の適用に係る株式等について租税特別措置法第70条の7の7の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合において、「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8）の適用を受けるための提出書類を確認する際に使用してください。
- 2 このチェックシートは、申告書の作成に際して特例の適用に係る会社ごとに提出書類を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
- 3 相続又は遺贈により取得した非上場株式等（租税特別措置法第70条の7の7の適用により相続又は遺贈により取得したとみなされた株式等を除きます。）について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6）の特例の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、103ページの「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（特例措置）の提出書類チェックシートを使用してください。

特例の適用に係る会社の名称： 被相続人（特例贈与者）氏名：

相続人等（特例適用者）	関与税理士 所在地 氏名 電話		
住 所			
氏 名			
電 話（ ）			

（注）担保提供書及び担保関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	会社の株主名簿の写しなど、相続開始の時ににおける会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等（その会社が証明したものに限ります。）	☐
2	相続開始の時ににおける会社の定款の写し（会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。）	☐
3	円滑化法施行規則第13条第4項又は第5項において準用する同条第2項の申請書の写し及び同条第6項の都道府県知事の確認書の写し	☐
4	被相続人の相続開始の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から5か月（被相続人が次の(1)、(2)に掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合には3か月）を経過する日が相続税の申告期限までに到来する場合には、会社の経営に関する事項を記載した書類（該当あり ☐ 、該当なし ☐ ） (1) 後継者の最初の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日 (2) 後継者の最初の租税特別措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日	☐

※ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（特例措置）の適用要件チェックシート（2面）における、（注）9に該当する場合の提出書類については、税務署にお尋ねください。

メモ

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

(参考) 遺産分割協議書の記載例

遺産分割協議書の書式は特に定まっているわけではありませんが、参考のために一つの記載例を示せば、次のとおりです。

- (注) 1 相続人のうちに未成年者がいる場合には、遺産の分割協議に当たって、家庭裁判所においてその未成年者の特別代理人の選任を受けなければならない場合があります。
- 2 遺産分割協議書に押印する印は、その人の住所地の市区町村長の印鑑証明を受けた印を使用してください。

遺産分割協議書

被相続人朝日太郎（平成三十年一月二十三日死亡 住所 武蔵野市南北町四丁目八番地）の遺産については、同人の相続人の全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。

一 相続人朝日花子が取得する財産

- (1) 武蔵野市南北町四丁目八番地 宅地 参百貳拾八平方メートル
- (2) 右同所同番地 家屋番号八番 木造瓦葺平屋建 居宅 床面積九拾九平方メートル 右居宅内にある家財一式
- (3) ○○電力株式会社の株式 壱千株
- (4) 株式会社○○製作所の株式 壱千五百株
- (5) ……

二 相続人朝日一郎が取得する財産

- (1) 株式会社朝日商店の株式 四万五千株
- (2) ○○銀行○○支店の被相続人朝日太郎名義の定期預金 壱口 八百万円
- (3) ……

三 相続人朝日次郎が取得する財産

- (1) 株式会社朝日商店の株式 四万株
- (2) ○○信託銀行○○支店の被相続人朝日太郎名義の定期預金 壱口 参百五拾万円
- (3) 洋画○○作「風景」ほか四点
- (4) ……

四 相続人夏野春子が取得する財産

- (1) 国分寺市東西町五丁目六番地 宅地 八拾九平方メートル
- (2) ○○社債 券面額 六百万円
- (3) 現金 七拾万円
- (4) ……

五 相続人朝日一郎は、被相続人朝日太郎の次の債務を継承する

- 銀行○○支店からの借入金
- 右のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するための本書を作成し、左に各自署名押印する。

平成三十年五月七日

武蔵野市南北町四丁目八番地

相続人 朝日花子 印

武蔵野市南北町四丁目八番地

相続人 朝日一郎 印

武蔵野市南北町四丁目八番地

相続人 朝日次郎

三鷹市上下式丁目五番地

朝日次郎の特別代理人 山野太郎 印

国分寺市東西町五丁目六番地

相続人 夏野春子 印